

# 港湾における船舶の走錨事故防止対策

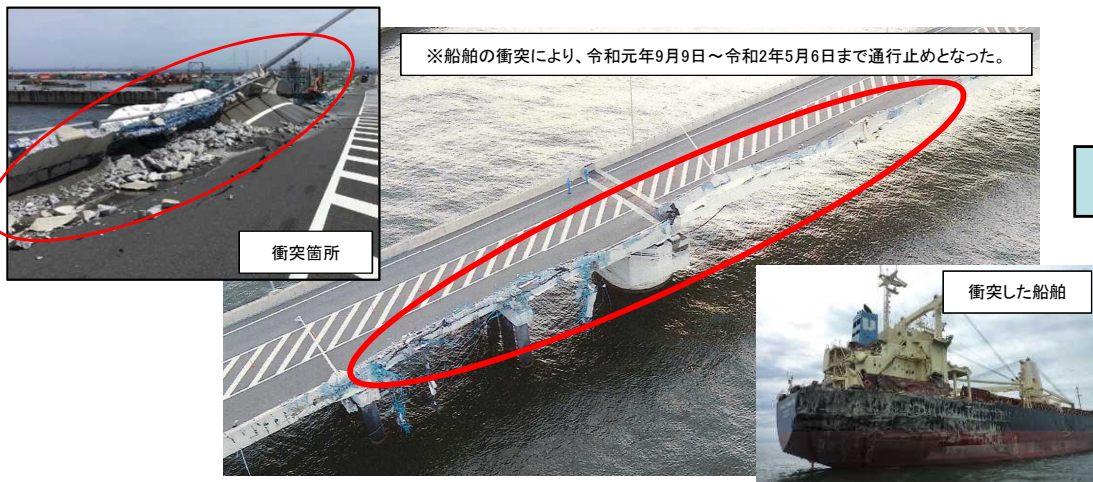
## 課題

- 令和元年9月の台風15号の影響により、横浜港南本牧はま道路において、周辺に錨泊していた貨物船が流され(走錨)、橋梁(臨港交通施設)の「橋げた」に衝突し、甚大な損傷を与える事案が発生した。
- こうした事案を踏まえ、国土交通省港湾局では、今後の再発防止の観点から、海上保安庁や海事局と連携し、ハード及びソフトの対策を検討してきたところ。

## 対策

- ✓ 「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」を一部改正し、橋梁(臨港交通施設)を建設又は改良する場合には、船舶の走錨リスクを考慮し、必要に応じて、「橋げた」の損傷を防止する防衝設備を設置する内容を追加する。  
⇒横浜港南本牧はま道路においては、「橋げた」の損傷を防止するための防衝設備を整備する。
- ✓ こうした取組とあわせて、走錨による船舶の衝突可能性が懸念される「横浜港南本牧はま道路」や「横浜港南本牧コンテナターミナルMC3・MC4」については、海上保安庁が台風等の荒天時における錨泊制限等のソフト対策を講じる。

＜横浜港南本牧はま道路における衝突事故＞



＜橋げたの損傷を防止する防衝設備のイメージ＞

